

まちづくりを支える 地域交通政策

路線バスなど地域の公共交通が衰退するなかで、大型商業施設により近隣商店は閉店を余儀なくされ、買物など日常生活の足に困る住民が増えています。障がい児者等の移動の確保も依然として解決されていません。



河崎 民子 (公共交通政策と移動の確保を考えるPJ/大和市民会議/市議)

杉並区移動サービス情報センター視察 4/18

お出かけの足をサポート

杉並区では移動困難者対策として、相談・情報提供事業、取り次ぎサービス、一般タクシーを含む事業者・関係各機関との協力体制を図るため、2007年に「移動サービス情報センター もび〜る」を設置しました。「NPO法人おでかけサービス杉並」「NPO法人移動サポートひらけごま」が委託事業を担っています。この7年間の活動の中で、移動を発端とした生活相談窓口であること、困っていることを様々な機関や制度に繋げる機能が必要とされていることが見えてきたとのことでした。また、区内にある多様な事業者を活かせるよう、重度の方はNPOでなく介護タクシーに託すなど、住み分けをしているとのことです。センターが毎年作成している、事業者ごとの利用についての詳細な情報「おでかけガイド」を、区役所や福祉機関だけでなく、当事者の団体や民生委員にも配布し、おまつりやイベント等にも出かけアピールしています。



座間市の高齢者の計画づくりのアンケートでも、外出頻度が少ないという分析結果が出ています。しかし、高齢化の中、市の移送サービス利用が横ばい状態であるにも関わらず何もしていません。センターの設置までとはいかずとも、行政が移動困難者の外出促進に力を入れるよう、働きかけていきます。

(座間市民ネット/市議 加藤よう子)

「自家用有償旅客運送」の新たな動き

非営利団体による「自家用有償旅客運送」に新たな動きがあります。現在は介護保険認定者・障がい者等だけが対象ですが、2015年4月から

市民の足を確保するために、は、コミュニティバスの拡充は不可欠です。マイカーからの乗換を促進できるような運行本数やコース時間帯など、住民意見を反映した高品質のものが求められます。また、民間の採算ベースに乗らない地域では、維持と存続のためには運営への住民参加が欠かせません。大和市では9自治会等が市との協働で「のりあい」を運営しています。

障がい児者の移動支援

川崎市は月46回の通学通所移動支援をしており、1回100点(1066円)を支給、利用料の差額を利用者が負担します。事業者要件も、市の「移動支援事業等従事者養成研修」の受講となっており、横浜市での訪問介護員資格その他要件にくらべてハードルが低く、事業参加が比較的容易です。

県内市町村にも移動支援事業はありますが、ガイドヘルパーが中心であり、実際には上限枠の2割程度しか利用されていません。その要因として通院や買い物等には使えても、通学通所に車を使えないことがあげられます。

川崎市モデルを他市でも導入すべきです。



移譲の目的は「生活維持に必要な有償運送について、地域で判断できる裁量を拡大する

神奈川ネットは「公共交通政策と移動の確保を考えるプロジェクト」を設置して調査研究を進めてきました。県の調査では、住民が最寄り駅やバス停まで歩くには遠い「交通不便地域がある」と回答した市町村は90%にのぼっています。

昨年、初めて利用者目線にたつた交通政策基本法が施行されました。自治体は、いま福祉を含む総合的な交通戦略に取組むことが求められています。

健康上等の理由から社会参加が困難な人を市町村長が福祉有償運送の対象とすることができるとの運用ルールの緩和が行われます。また、国会レベルの第4次地方分権一括法により、現在、陸運局が行っている事業者や利用者の登録事務の権限が「希望する市町村」に移譲されます。

認定NPOへの

新寄付税制の存続を

視点



前田 多賀子 (厚木市民自治をめぐす会) 事務局長

首相の諮問機関である政府税制調査会が、租税特別措置法の全面見直しの方向性を打ち出し、認定NPOへの税制優遇が無くなる危険性が生じています。神奈川ネットは、生活の課題に密着した市民の課題を社会化し、非営利によるサービスを市民とともに地域に生み出し、セルフネットを築いてきました。NPOは、介護や子育て支援、教育、まちづくり等、公共だけでは補いきれないサービスを提供し、まちをつくりかえるための原動力となっています。東日本大震災後は、NPO法人をはじめ公益法人等が福祉分野やまちづくりへ参加し、市民による活動領域はさらに広がりました。

2011年6月には、第3次改正NPO法が成立し、認定NPOの取得緩和、寄付金控除、新寄付税制の施行により大きく制度が転換しました。NPO法は3年ごとに見直されます。2015年の改正に向け提案事項をまとめる中、法人税の実効税率を引き下げた場合の穴埋め財源としてNPO法人を始めとした公益法人の課税を強化しようとしています。

新しい公共を担うNPO等の活動を広げるためには、税金の使い道を自分たちが決められる寄付制度の存続が必要です。新寄付税制の施行からわずか2年でその効果を判断することは拙速すぎます。これらの問題を多くの市民と共有し、見直しを撤回させる行動が必要で、さらに、出資型非営利活動を促進させる施策や、NPOバンク法の制度により市民セクターが独立性を保持しつつエンパワメントできる仕組みが求められます。

NPO法成立から16年、日本の社会構造も大きく変わり始めています。すでに人口減少社会の入り口に入り、人々の暮らしや働き方の多様化も進んでいます。安倍政権が打ち出す経済優先の社会は、格差が増幅され貧困や生きづらさが個人の責任に転嫁される危険性があります。市民社会の資源や活力を活かし経済優先主義によらない豊かさを模索すべきです。不足する税金を補うための手段としての税制改革ではなく、社会保障制度全体の改革を視野にいれた、市民社会を強くするための制度づくりをめざすべきです。